

令和元年度 第2回 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 次第

日時：令和2年2月28日（金）
午後1時30分～午後3時30分
場所：京都市聴覚言語障害センター研修室

1 開 会

2 テーマ等

- (1) 第1回懇話会における主な御意見と本市の考え方等について
- (2) 施策の推進方針の改定（案）について
- (3) 意見交換

3 閉 会

《配布資料》

- (1) 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例
- (2) 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱
- (3) 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針
- (4) 委員名簿
- (5) 議題資料
 - 資料1 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針の改定について
 - 別紙1 第1回懇話会における主な御意見と本市の考え方等
 - 別紙2 現行の推進方針に基づく取組実績及び次期推進方針における取組の方向性（案）について
 - 別紙3 施策の推進方針の改定（案）について（新旧対照表）
 - 別紙4 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針（第2期）（素案）

○京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

平成28年3月31日

条例第71号

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治11年（1878年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。このように、社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間で日常的に使用され続け、大切に守られてきた。

その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成25年（2013年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが市民により結成され、昭和44年（1969年）には、関係団

体により、福祉施設として京都ろうあセンターが開設された。京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(推進方針等についての協議の場)

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進等)

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱

(目的)

第1条 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（以下、「京都市手話言語条例」という。）第8条に規定する推進方針等についての協議の場を「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」（以下、「懇話会」という。）として開催し、その運営に関し必要な事項を定める。

(内容)

第2条 懇話会は、次の事項について意見や助言を聴取し、又は意見交換を行う。

- (1) 京都市手話言語条例に規定する手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針に関すること。
- (2) 手話に関する施策の実施状況に関すること。
- (3) その他手話や、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者に関すること。

(構成及び委員)

第3条 懇話会は、別表に掲げる団体（以下、「構成団体」という。）並びに学識経験者等で構成し、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 構成団体から推薦されて懇話会に参画する者
- (2) 保健福祉局長が指名する学識経験者
- (3) 市民公募委員

2 構成団体は、委員として推薦する者の役職・氏名を事前に座長に報告する。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から京都市保健福祉局長が指名する。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(懇話会の開催)

第5条 懇話会は、原則として年1回から2回程度開催する。

- 2 懇話会は、座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会に第3条に掲げる委員以外の関係者を出席させ、その意見等を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室に置く。

(補則)

第7条 この要綱で別に定めるとされている事項その他懇話会の運営に必要な事項については、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

(別表)

京都市聴覚障害者協会
特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会
京都市手話通訳問題研究会市内班
京都手話学習会「みみずく」
立命館大学手話サークル「歩む会」
京都市要約筆記サークル「かたつむり」
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
京都府立聾学校
聴言センター家族会
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ
京都市小学校長会
京都市PTA連絡協議会

京都市手話言語がつなぐ心豊かな
共生社会を目指す条例に基づく
手話に関する施策の推進方針

平成29年3月
京都市

I	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について	1
II	施策の推進方針について	2
参考	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例	7
	京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿	11

[用語説明]

当事者：ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者等聴覚に障害のある方で、手話を必要とする方。

ろう者：耳が聴こえない方で、手話を第一言語とする方。

中途失聴者：病気などにより、人生の途中で耳が聴こえなくなった方。

難聴者：聴こえにくいですが、聴力が残っている方。

* 個人によって聴こえの程度は様々。また、「当事者」のうちすべての方が必ずしも手話を獲得または習得しているわけではない。

手話の「獲得」：手話を第一言語として最初に身につけること。

手話の「習得」：第一言語として別の言語を身につけたうえで、手話を言語として身につけること。

I 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

1 条例の概要

平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（以下「条例」という。）が市議会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定、4月1日から施行されました。

本条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、制定したものです。

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- (2) 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- (3) 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- (4) 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- (5) 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- (6) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

また、平成26年5月、京都市会において手話言語法の制定を求める意見書が可決され、国に提出されています。本条例には、京都市が取組を進めることによって、国における手話言語法制定の機運を醸成する意味も込めています。

II 施策の推進方針について

1 推進方針の概要

条例第7条第1項に基づき、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であることへの理解促進のため、また、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が、手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができるようにするため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、条例第7条第2項に掲げる次の事項について、施策の推進方針（取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容）を定めます。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

この推進方針は、条例第8条により、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴く場として設置した、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」における議論を基に策定しました。

2 推進方針の取組期間

この推進方針の取組期間は、平成29年4月から平成32年3月までの3年間とします。

平成32年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」において、改めて議論します。

3 取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

ア 取組の方向性

当事者と関わりながら手話の意義や役割への理解を深めるとともに、手話に気軽に触れ体験できる機会を、市民に対し様々な形で提供する。そのうえで、手話に関心を持った市民に対しては、手話を本格的に学習する機会の提供や、サークル等を紹介する。

また、次世代を担う児童生徒に対しては、学校教育の場において、手話への理解を進めることが重要であるため、当事者との手話の体験・交流学习や市立学校教職員を対象とした手話研修等を実施する。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供

- ・ 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。【充実】

② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進

- ・ 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。【新規】
- ・ 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法（手話講座や自主的サークル等）を紹介したリーフレットを作成する。【充実】
- ・ 初めて手話を学ぶ方向けの手話学習番組を作成し、マスメディアで放映する。【新規】

③ 市民等が手話を学習する機会の提供

- ・ すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。【充実】
- ・ 手話に触れたことのない市民向けの手話体験の講座を開催する。【継続】
- ・ 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。【充実】

④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進

- ・ 豊学校と市立学校の児童生徒の交流学習を実施する。【継続】
- ・ 学校において、当事者との手話の体験・交流学習（ほほえみ交流活動支援事業※）や手話学習への講師派遣事業を実施する。【継続】
※ 障害や障害のある人に対する理解促進を図る福祉教育・啓発事業（手話や車いす体験などを、障害者団体と学校が協働で実施する市の事業）
- ・ 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。【新規】
- ・ 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。【新規】
- ・ 市立学校教職員を対象とした研修に手話に関する内容を取り入れる。【継続】
- ・ 総合教材ポータルサイト※において、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。【継続】

※ 教材や学習指導案等，授業で活用できる資料や研修・授業映像等，校内での研修や教職員の自己研鑽に活用できる映像や情報等を集約した市立学校園教職員専用サイト

- ・ カリキュラム開発支援センター※に手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。【継続】

※ 教員の研究・研修施設である総合教育センター内に開設する市立学校教職員の自主的・自発的な研修を支援するための施設。教育資料や書籍の貸出等を行い，学校での授業づくりをサポートする。

(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

ア 取組の方向性

手話を必要とする人が，可能な限り手話により情報を取得，または，コミュニケーションをすることができるよう，ソフト・ハード両面における環境の整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話による情報取得等に関する支援の促進

- ・ 当事者の必要に応じて，利用料無料で手話通訳者を派遣する。【継続】
- ・ 京都市聴覚言語障害センターにおいて，手話通訳等の派遣コーディネイト，手話の入った視覚資料の貸出を行う。【継続】

② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大

- ・ 区役所や地域リハビリテーション推進センター等，当事者が利用する機会の多い窓口に，手話通訳嘱託員を配置する。【継続】
- ・ 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。【新規】
- ・ 市ホームページに掲載している行政情報について，手話による情報発信を促進する。【新規】
- ・ 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。【充実】
- ・ インターネット議会中継に手話通訳を導入する。【新規】

③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大

- ・ 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ※」への手話研修を実施する。【継続】

※ 国際観光都市・京都として質の高い「おもてなし」で観光客の皆様をお迎えいただくために京都市から任命された方。

- ・ あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し，観光事業者等に配布する。【新規】

- ・ 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組の整備に向けた検討を進める。【新規】
- ・ 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。【新規】
- ・ テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。【新規】

④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討

- ・ タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。【新規】

(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

ア 取組の方向性

当事者及びその家族等の関係者に対して、手話の意義や、手話の獲得又は習得の手段について、必ずしも十分に啓発や周知ができていない状況を踏まえて、手話への理解を深めるとともに、手話を獲得及び習得しやすくなるよう、またコミュニケーションの手段として手話を選択しやすくなるよう環境の充実を図る。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者（聴覚に障害のある乳幼児，児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供

- ・ 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、市ホームページ、リーフレット等により提供する。【新規】

② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進

- ・ 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。【新規】
- ・ 京都市聴覚言語障害センターにおいて、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。【継続】
- ・ 学生や市民の手話ボランティア（軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）による支援のコーディネートについて検討する。【新規】

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

ア 取組の方向性

当事者の社会参加の拡大に伴う、手話通訳者派遣のニーズの増加を踏まえ、手話通訳者のさらなる確保に向け、養成事業等、「入口」を広げる施策を充実するとともに、活動を継続しやすくするための環境整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実

- ・ 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。【充実】

② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備

- ・ 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。【充実】

4 懇話会での推進方針の進捗状況の点検等

推進方針に定めた具体的取組について、毎年度、京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会において進捗状況の把握や新たな課題等の点検を行います。

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 委員名簿

(敬称略)

氏名	所属団体等
芦田 雅哉	京都府立聾学校校長
岩城 宏允	京都市聴覚言語障害センター所長
浦谷 泰弘	市民公募委員
大澤 彰久	京都市PTA連絡協議会副会長
音川 真由美	京都手話通訳問題研究会市内班班長
河崎 佳子	神戸大学教授
北見 貴志	京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ
栗林 純子	京都市要約筆記サークル「かたつむり」広報局長
志藤 修史	大谷大学教授
城野 健司	京都市小学校長会副会長（北醍醐小学校校長）
高島 通隆	聴言センター家族会会長
橘 知里	立命館大学手話サークル「歩む会」代表
寺田 玲	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 (京都市健康長寿企画課地域福祉推進専門官)
中山 昌一	京都市聴覚障害者協会会長
橋本 英憲	特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会理事長
兵庫 美砂子	小宮耳鼻咽喉科医院・京都府立医科大学
渡辺 久美	京都手話学習会「みみずく」事務局長

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針の改定について

1 第1回懇話会でいただいた御意見及び本市の考え方等

令和2年1月17日（金）に開催した令和元年度第1回手話懇話会において委員の皆様からいただいた御意見及び御意見に対する本市の考え方、施策の推進方針等への反映等については、**別紙1**のとおりです。

なお、令和元年度第1回手話懇話会でお示しさせていただいた京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針の改定に関する本市の考え方は、次のとおりです。（再掲）。

6 次期推進方針の策定について（案）

（2）策定に当たっての考え方

ア 現推進方針に基づく取組の継続

（ア）現推進方針において実施することを定めた28項目の取扱い

28項目中、27項目については、現取組期間中に実現を図りました。これらは現推進方針の取組期間の前から実施しているものを含め、毎年度、地道に取組を続けていくことが必要なものがほとんどです。このため、令和2年度以降もおおむね取組を継続することを基本とし、**同27項目中 23項目については継続実施し、3項目については内容を充実、残り1項目については、初めて手話を学ぶ方向への学習番組として放映した「しゅわしゅわ京都」ですが、この3年間の放送により市民の皆様が気軽に手話に触れる端緒としての役割を果たしたことから終了し、次期推進方針においては、さらに手話の活用が促進されるような取組（上記5（2）イ（ア）b）へ転換します。**

また、**継続検討とした1項目についても、引き続き取組項目として位置付け検討を行います。**

（イ）現推進方針において検討することを定めた5項目の取扱い

5項目中、4項目については、今回の懇話会での御意見を上記5（2）イに記載した<一定の方向性>に反映させ、次期推進方針において具体的取組に掲げます（うち2項目については内容充実するものです。）。

また、**継続検討とした1項目についても引き続き取組項目として位置付け検討を行います。**

（ウ）現推進方針に基づく取組の次期推進方針における取扱い（まとめ）

項目の区分	項目数	取組状況	次期推進方針での取扱い
実施することを定めたもの	28項目	・実施 27項目	継続実施 23項目 内容充実 3項目※ (終了 1項目)
		・継続検討 1項目	継続検討 1項目
検討することを定めたもの	5項目	・一定の方向性のあるもの 4項目	方向性を規定 2項目 " (内容充実) 2項目※
		・継続検討 1項目	継続検討 1項目
			新規実施 3項目※
計		33項目	35項目

新たな取組に転換

※ 新規実施・充実する項目の具体的な内容は次項（イ）に記載しています。

イ 新規実施・充実に取り組む施策

新規実施及び充実に取り組む施策については、これまでの懇話会での意見を踏まえ、新規に3項目を規定します。また、上記アで記載した現推進方針に基づく取組から内容を充実するものとして5項目を規定します。

(ア) 新規実施

次の3つの取組を新たに行います。

- a 手話言語条例第7条第2項に規定する項目「手話により情報を取得する機会の拡大に関すること」
 - ① 手話による情報取得等に関する支援の促進の具体的内容として、「救急搬送等の緊急時に、消防隊員や医療従事者等の要請に応じて、迅速に手話通訳者を派遣する。」
 - ② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大の具体的内容として、「避難所などにおいて、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を進める。」
- b 手話言語条例第7条第2項に規定する項目「手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること」
 - ③ 当事者（聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供の具体的内容として、「難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けられることができるよう、障害福祉や母子保健等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。」

(イ) 充実

次の5つの取組の内容を充実します。

- a 手話言語条例第7条第2項に規定する項目「手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること」
 - ① 市民等が手話を学習する機会の提供の具体的内容として規定する「すべての市職員が手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。」との取組について、手話により、聴覚障害者との一定のコミュニケーションが可能な職員を養成するため、現在実施している手話講座の内容の充実を図る。
- b 手話言語条例第7条第2項に規定する項目「手話により情報を取得する機会の拡大に関すること」
 - ② 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大の具体的内容として規定する「観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組みの整備に向けた検討を進める。」との取組について、「しゅわしゅわ京都」の放送によって市民の皆様が気軽に手話に触れる端緒を提供したことを踏まえた次の段階の取組として、手話の活用の促進に向け市民生活と密着した業務の企業・団体等を対象とする研修会を実施し、内容の充実を図る。
 - ③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大の具体的内容として規定する「公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う」との取組について、現推進方針の取組期間中に協議を進める中で新たに構築した消防局等の関係機関や民間事業者等との連携を活かし、手話通訳の配置促進に係る情報に加え、遠隔手話サービスや電話リレーサービス等の新たな技術を活用した手話による情報取得手段の情報なども、情報提供を行うなど、内容を充実する。
- c 手話言語条例第7条第2項に規定する項目「手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。」
 - ④ 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実の具体的内容として規定する「手話通

訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める」との取組について、これまでの市民しんぶん等での各講座の開始前の個別の周知に加えて、年度当初に年間の各実施講座を分かりやすくまとめホームページ等で周知する。また、こうした情報を、マスコミにも提供してほしいと当事者団体の皆様などから御提案いただいていることを踏まえ、京都市の広報発表などを活用して新聞社等への周知を図るなど、内容を充実する。

- ⑤手話通訳者が活動しやすい環境の整備の具体的内容として規定する「手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める」について、手話通訳派遣を実施する社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会とも協議し、現在、報酬に含んでいる交通費について、別途、実費支給とするなど、引き続き環境整備に向けた検討を進める。

2 現行の推進方針に基づく取組実績及び次期推進方針における取組の方向（案）の修正について

第1回手話懇話会においてお配りした「現行の推進方針に基づく取組実績及び次期推進方針における取組の方向性（案）」について、**別紙1**でお示した次期推進方針等への反映等に基づき、**別紙2**のとおり修正等を行っております。

3 施策の推進方針の改定（案）について

上記1、2を踏まえた施策の推進方針（「Ⅱ 施策の推進方針について」箇所）の改定（案）については、**別紙3**（現行の推進方針と次期推進方針（素案）の対照表）、**別紙4**（次期推進方針（素案））のとおりです。

第 1 回懇話会における主な御意見と本市の考え方等

1 令和元年度第 1 回手話懇話会でいただいた主な御意見及び本市の考え方、施策の推進方針への反映等について

No.	現行の推進方針における取組項目	御意見（要旨）	本市の考え方	次期推進方針等への反映
1	(1)①区民ふれあいまつり等のイベントにおいて当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。	「ふれあいまつり」以外の各区の独自の取組等も懇話会で件数などを確認できるようにしてほしい。	「ふれあいまつり」以外の各区の独自の取組等も集計のうえ、懇話会で御報告します。	(第 1 回※) 出展を継続する。 ↓ (修正案) 出展を継続するとともに、今後は、各区の独自の取組等も集計する。
2	(1)②市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定の P R 等の手話に関する情報を提供する。	手話による行政情報の発信について、手話言語条例の条文でなく、観光地の紹介・案内映像等としてはどうか。	映像の内容について、手話言語条例の条文でなく、観光地名称なども含めた京都独自の手話や本市の手話に対する取組を紹介するような動画としていきたいと考えております。	(第 1 回) 手話言語条例の手話動画の作成・公開に向けて取り組む ↓ (修正案) 京都独自の手話や取組を紹介するような動画の作成・公開に向けて取り組む
3	(1)③すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。	職員向け研修事業において、受講者の全国手話検定試験の受験料を市が負担してはどうか。	市職員の参加を促進するため、受講者の全国手話検定試験の受験料については、本市が負担する予定としています。	(第 1 回) 「手話講座」の内容充実を図り、手話による一定のコミュニケーションが可能な市職員を養成する。 ↓ (修正案) 受験費用の主催者負担を含め、「手話講座」の内容充実を図り、手話による一定のコミュニケーションが可能な市職員を養成する。

No.	現行の推進方針における取組項目	御意見（要旨）	本市の考え方	次期推進方針等への反映
4	(1)④聾学校と市立学校の児童生徒の交流学習を実施する。	聾学校と御室小学校との交流について、年に一回では効果は薄いのではないか。	御室小学校では、年3回程度の聾学校との交流学習や造形展での作品交流を行っています。また、他の学校においても、クラブ活動等を通じた聾学校との交流を図っており、今後も、児童への聴覚障害や手話等の理解を深める取組を進めてまいります。	(第1回) 御室小学校との交流学習を実施 ↓ (修正案) 御室小学校や他の学校との交流学習、クラブ交流等を複数回実施
5	(1)④学校において、当事者との手話の体験・交流学習（ほほえみ交流活動支援事業）や手話学習への講師派遣事業を実施する。	小学校等で日常的にろう者と関わり、手話を覚える機会が必要でないか。	ほほえみ交流活動支援事業に加え、多くの学校が独自の取組として、手話講師を招いた学習や施設訪問等を行っており、引き続き、手話に関する理解促進や啓発等を推進してまいります。	今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。
6	(2)①救急搬送等の緊急時に、消防隊員や医療従事者等の要請に応じて、迅速に手話通訳者を派遣する。	Net119に手話通訳者の派遣要請の機能を付加し、ろう者が通報を行った場合に手話通訳者も駆けつけるようして欲しい。	Net119は、全国で統一された仕様のため、本市のみ特定の機能を追加することはできませんが、チャット機能を活用し、通報者から手話通訳者の要請があった場合などは、迅速な派遣に繋げてまいります。	今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。
7	(2)②区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。	遠隔手話サービスの導入に当たっては、電話リレーサービスと異なり、聴覚障害者本人の背景や京都市の行政サービスなどに精通している通訳者が必要である。	本市としても、設置通訳者による対応の重要性は認識しており、新たな技術等を学習する機会を設けるとともに、御意見を念頭に置き、人と技術の双方の役割分担等についても、検討してまいります。	(第1回) 遠隔手話サービス等の新たな技術等について、学習する機会を設定 ↓ (修正案) 設置通訳者による対応の重要性を踏まえつつ、遠隔手話サービス等の新たな技術等について、学習する機会を設定

No.	現行の推進方針における取組項目	御意見（要旨）	本市の考え方	次期推進方針等への反映
8	(2)②市ホームページに掲載している行政情報について、手話による情報発信を促進する。	手話による行政情報の発信について、手話言語条例の条文でなく、観光地の紹介・案内映像等としてはどうか。 (No. 2再掲)	映像の内容について、手話言語条例の条文でなく、観光地名称なども含めた京都独自の手話や本市の手話に対する取組を紹介するような動画としていきたいと考えております。 (No. 2再掲)	(第1回) 手話言語条例の手話動画の作成・公開に向けて取り組む ↓ (修正案) 京都独自の手話や取組を紹介するような動画の作成・公開に向けて取り組む (No. 2再掲)
9	(2)②市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。	総合防災訓練において、手話通訳者が不在のことがあった。また、式典等だけでなく、イベントを通して手話通訳者を配置して欲しい。	引き続き、手話を必要とされる方への情報保障のため、市主催事業等への手話通訳者の配置及び充実に係る庁内周知を行ってまいります。	(第1回) (手話通訳者の配置を) 継続して依頼 ↓ (修正案) 手話通訳者の配置及び充実に係る庁内周知を実施
10	(2)②避難所等において、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を進める。	全ての避難所へアイドラゴン4※を設置して欲しい。 ※ インターネット環境があれば、一般のテレビ番組を字幕・手話放送で視聴できる聴覚障害者向けの「目で聴くテレビ」専用受信機。	聴覚障害者の被災時の安心・安全につながるよう、ソフト・ハードの両面から対応について検討を行ってまいります。	(第1回) 当事者団体や聴覚言語障害センター、防災担当部署等の関係機関と協議する。 ↓ (修正案) 当事者団体や聴覚言語障害センター、防災担当部署等の関係機関と、ソフト・ハードの両面から対応を協議する。
11		避難所において意思疎通支援に有効なソフトウェアの普及・啓発や、物品の有効活用を検討いただきたい。		

No.	現行の推進方針における取組項目	御意見（要旨）	本市の考え方	次期推進方針等への反映
12	(2)④タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。	遠隔手話サービスの導入に当たっては、電話リレーサービスと異なり、聴覚障害者本人の背景や京都市の行政サービスなどに精通している通訳者が必要である。 (No. 7再掲)	本市としても、設置通訳者による対応の重要性は認識しており、新たな技術等を学習する機会を設けるとともに、御意見を念頭に置き、人と技術の双方の役割分担等についても、検討してまいります。 (No. 7再掲)	(第1回) 遠隔手話サービス等の新たな技術等について、学習する機会を設定 ↓ (修正案) 設置通訳者による対応の重要性を踏まえつつ、遠隔手話サービス等の新たな技術等について、学習する機会を設定 (No. 7再掲)
13	(3)①医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、市ホームページ、リーフレット等により提供する。	リーフレット「手話でつながる心～手話を知ろう！手話で話そう！～」に、聴覚に障害のある子どもへの手話の紹介事例の記載があるが、取組が足りていないのではないかと。 難聴児の御家族等に向けて、親子での早期の手話獲得に向けた啓発映像を作成してはどうか。	リーフレットでの情報提供に加えて、令和2年度に障害福祉や子育て支援等に従事する市職員に対する聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施してまいります。	次期推進方針では、新たに「難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けられるよう、障害福祉や子育て支援等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。」との取組項目を設け、研修会の実施に取り組んでまいります。 今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。
14				
15	(4)②手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。	手話通訳者の専門性を考えた報酬額としてほしい。	引き続き、手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進めてまいります。	(第1回) 手話通訳者の派遣時間の算定を拘束時間から実働時間に改め、別途、交通費を実費支給 ↓ (修正案) 時間当たりの派遣報酬の考え方を整理するとともに、報酬とは別途、交通費を実費支給

※ 令和元年度第1回手話懇話会の資料1「現行の推進方針に基づく取組実績及び次期推進方針における取組の方向（案）について」に記載した過年度の取組実績又は令和2年度以降の取組予定

手話言語条例第7条第2項号数						
○ 新規実施・充実等に取り組む施策						
・ 具体的内容						
現推進方針(平成29年度～令和元年度)				次期推進方針(令和2～6年度)		
平成29年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(実績・予定)	取組状況	方向性	取組(予定)	
(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること						
① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供						
・ 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。						
・ 出展イベント数：13イベント ・ 体験者数：8,299名	・ 出展イベント数：11イベント ・ 体験者数：6,433名	・ 出展イベント数：9イベント ・ 体験者数：5,444名(12月末現在)	【実施】	【継続】	・ 出展を継続するとともに、今後は、各区の独自の取組等も集計する。	
② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進						
・ 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害者の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。						
・ 手話に関するページを新設し、条例やリーフレット、手話学習番組を紹介	・ しゅわしゅわ京都の映像をアップロード	・ しゅわしゅわ京都の映像をアップロード	【実施】	【継続】	・ 京都独自の手話や取組を紹介するような動画の作成・公開に向けて取り組む	
・ 手話の意義や聴覚障害者の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法(手話講座や自主的サークル等)を紹介したリーフレットを作成する。						
・ 平成30年3月発行(7,000部印刷) ・ 区役所・支所、聴覚言語障害センター等で配布	・ リーフレットの継続配布	・ リーフレットの継続配布	【実施】	【継続】	・ リーフレットの継続配布	
・ 初めて手話を学ぶ方向けの手話学習番組を作成し、マスメディアで放映する。						
・ 手話学習番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映(平成29年7月25日～9月26日。毎週火曜日午後8時55分から全10回) ・ 番組及び京都市HPから、放映後も番組を閲覧可能。また、学校において教材として使用。	・ 手話学習番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映(平成30年10月2日～12月4日。毎週火曜日午後8時55分から全10回) ・ 番組及び京都市HPから、放映後も番組を閲覧可能。また、学校において教材として使用。	・ 手話学習番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映(令和元年11月～令和2年1月。毎週火曜日午後8時55分から全10回) ・ 番組及び京都市HPから、放映後も番組を閲覧可能。また、学校において教材として使用。	【実施】	【終了】	・ 市民が気軽に手話に触れる端緒としての役割を果たしたため終了し、日常生活の場面で手話の活用が更に進むような取組に転換	
③ 市民等が手話を学習する機会の提供						
・ すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害者を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。						
・ 「手話講座」の開催(13名受講) ・ 「ワンポイント手話講座」の開催(47名受講) ・ 以下研修で手話科目設定 「新規採用職員研修」(236名受講) 「公務員基本理念研修」(381名受講)	・ 「手話講座」の開催(15名受講) ・ 「ワンポイント手話講座」の開催(35名受講) ・ 以下研修で手話科目設定 「新規採用職員研修」(238名受講) 「公務員基本理念研修」(354名受講) 「新任主任級職員研修」(182名受講)	・ 「手話講座」の開催(10名受講) ・ 「ワンポイント手話講座」の開催(予定) ・ 以下研修で手話科目設定 「新規採用職員研修」(263名受講) 「公務員基本理念研修」(335名受講予定) 「新任主任級職員研修」(266名受講)	【実施】	【充実】	・ 受講費用の主催者負担を含め、「手話講座」の内容充実を図り、手話による一定のコミュニケーションが可能な市職員を養成する。	
・ 手話に触れたことのない市民向けの手話体験の講座を開催する。						
・ 手話入門体験講座の開催 ① 平成29年10月11・18・25日 南区社協ボランティアセンター(18名受講) ② 平成29年10月12・19・25日 北文化会館(25名受講) ③ 平成29年10月28日、11月4・11日 聴覚言語障害センター(24名受講)	・ 手話入門体験講座の開催 ① 平成30年6月16・23・30日 京都ラポール(33名受講) ② 平成30年9月29日、10月6・13日 西文化会館ウェスティ(16名受講) ③ 平成30年9月7・14・21日 醍醐交流会館(12名受講)	・ 手話入門体験講座の開催 ① 令和元年9月19・26日、10月3日 北文化会館(16名受講) ② 令和元年9月21・28日、10月5日 全国手話研修センター(16名受講) ③ 令和元年10月4・11・25日 ひと・まち交流館京都(10名受講)	【実施】	【継続】	・ 継続して開催	
・ 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。						
・ 手話講座(入門・基礎)の開催 入門：5月11日～8月24日(16回) 基礎：9月7日～翌2月1日(20回) ※ 入門・基礎とも年1⇒2クールに充実 ・ 入門修了者数：116名 ・ 基礎修了予定者数：80名	・ 手話講座(入門・基礎) 入門：5月10日～8月30日(16回) 基礎：9月6日～翌1月31日(20回) ※各木曜 ※ 昼(午後1時～3時)夜(午後7時～9時) ・ 入門修了者数(昼：44名・夜：84名) ・ 基礎修了者数(昼：39名・夜：70名)	・ 手話講座(入門・基礎) 入門：5月9日～8月29日(16回) 基礎：9月12日～1月30日(20回) ※各木曜 ※ 昼(午後1時～3時)夜(午後7時～9時) ・ 入門修了者数(昼：42名・夜：68名) ・ 基礎修了者見込数(昼：34名・夜：49名)	【実施】	【継続】	・ 継続して開催	
④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進						
・ 聾学校と市立学校の児童生徒の交流学習を実施する。						
・ 御室小学校や他の学校との交流学習、クラブ交流等を複数回実施	・ 継続して実施	・ 継続して実施	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	
・ 学校において、当事者との手話の体験・交流学習(ほほえみ交流活動支援事業)や手話学習への講師派遣事業を実施する。						
・ ほほえみ交流活動支援事業における「手話」をテーマにした実施件数 手話体験・交流学習 15件 出前講演 1件 ・ 講師派遣事業 18件	・ ほほえみ交流活動支援事業における「手話」をテーマにした実施件数 手話体験・交流学習 5件 出前講演 1件 ・ 講師派遣事業 17件	・ ほほえみ交流活動支援事業における「手話」をテーマにした実施件数 手話体験・交流学習 5件 出前講演 1件 ・ 講師派遣事業 20件(12月末時点)	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	
・ 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。						
・ 平成30年3月発行(18,000部印刷) ・ 小学4年生～中学3年生及び教職員等に配布	・ 継続して実施	・ 継続して実施	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	
・ 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。						
・ 学校でよく歌われる歌やあいさつなど学校生活の中で日常的によくある場面等を手話で表現したビデオ教材を作成し、総合教材ポータルサイトに掲載	・ 継続して活用	・ 継続して活用	【実施】	【継続】	・ 継続して活用	
・ 市立学校教職員を対象とした研修に手話に関する内容を取り入れる。						
・ 簡単な手話の挨拶や条例等の説明を実施 ①平成29年8月28日 小学校採用1年目教員・養護教員・栄養教諭研修会 受講者167名 ②平成29年11月15日 中学校採用1年目教員・養護教員研修会 受講者51名	・ 簡単な手話の挨拶や条例等の説明を実施 ①平成30年8月29日 小学校採用1年目教員・養護教員・栄養教諭研修会 受講者159名 ②平成30年11月6日 中学校採用1年目教員・養護教員研修会 受講者63名	・ 簡単な手話の挨拶や条例等の説明を実施 ①令和元年8月30日 小学校採用1年目教員・養護教員・栄養教諭研修会 受講者159名 ②令和元年11月6日 中学校採用1年目教員・養護教員研修会 受講者61名	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	

手話言語条例第7条第2項号数						
○ 新規実施・充実等に取り組む施策						
・ 具体的内容						
現推進方針(平成29年度～令和元年度)				次期推進方針(令和2～6年度)		
平成29年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(実績・予定)	取組状況	方向性	取組(予定)	
・ 総合教材ポータルサイトにおいて、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。						
・ 手話学習のヒントとなる「モデル授業」のビデオ教材等を作成し、学校における取組の拡大を図る。	・ 継続して掲載	・ 継続して掲載	【実施】	【継続】	・ 継続して掲載	
・ カリキュラム開発支援センターに手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。						
・ 手話テキスト、手話ソング、手話で歌う教科書の歌他、関連書籍を配架・貸出	・ 継続して実施	・ 継続して実施	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	
(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。						
① 手話による情報取得等に関する支援の促進						
・ 当事者の必要に応じて、利用料無料で手話通訳者を派遣する。						
・ 派遣件数：4,268件	・ 派遣件数：4,448件	・ 派遣件数：3,444件(12月末時点)	【実施】	【充実】	・ これまでのFAXでの派遣申込に加えて、新たにホームページからの派遣申込を開始	
・ 京都市聴覚言語障害センターにおいて、手話通訳等の派遣コーディネート、手話のあった視覚資料の貸出を行う。						
・ 貸出件数：120件	・ 貸出件数：113件	・ 貸出件数：65件(12月末時点)	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	
・ 救急搬送等の緊急時に、消防隊員や医療従事者等の要請に応じて、迅速に手話通訳者を派遣する。						
				【新規】	・ 救急搬送等の緊急時の手話通訳者派遣について、消防・警察・医療機関等と連携を強化	
② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大						
・ 区役所や地域リハビリテーション推進センター等、当事者が利用する機会の多い窓口に、手話通訳嘱託員を配置する。						
・ 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。						
・ 配置人数：12名 ・ 配置箇所数：16箇所(各区役所、支所等) ・ 通訳件数(11月末時点)：7,138件	・ 配置人数：12名 ・ 配置箇所数：16箇所(各区役所、支所等) ・ 通訳件数：6,802件	・ 配置人数：10名 ・ 配置箇所数：16箇所(各区役所、支所等) ・ 通訳件数(11月末時点)：5,029件	【実施】	【継続】	・ 設置通訳者を継続して配置(法改正に伴い、会計年度任用職員に移行) ・ 設置通訳者による対応の重要性を踏まえつつ、遠隔手話サービス等の新たな技術等について、学習する機会を設定 ・ 設置通訳者不在時の対応は継続して協議	
・ 対応方法について内部検討	・ 遠隔手話サービスについて、事業者ヒアリングを実施	・ 京都市聴覚障害者協会、(福)京都聴覚言語障害者福祉協会と対応を協議	【一定の方向性のあるもの】	【継続】		
・ 市ホームページに掲載している行政情報について、手話による情報発信を促進する。						
・ 手話言語条例の手話動画の作成を検討	・ 懇話会にて、改めて意見を聴取	・ 具体化に向けた予算の精査等	【継続検討】	【継続】	・ 京都独自の手話や取組を紹介するような動画の作成・公開に向けて取り組む	
・ 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。						
・ 市役所内で配置に係る依頼文を发出	・ 継続して依頼	・ 継続して依頼	【実施】	【継続】	・ 継続して依頼	
・ インターネット議会中継に手話通訳を導入する。						
・ 平成29年5月に、本会議及び予算・決算特別委員会市長総括質疑のインターネット議会中継(生中継及び録画放映)に手話通訳を導入	・ 継続して実施	・ 継続して実施	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	
・ 避難所等において、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を進める。						
				【新規】	・ 当事者団体や聴覚言語障害センター、防災担当部署等の関係機関と、ソフト・ハードの両面から対応を協議する。	
③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大						
・ 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ」への手話研修を実施する。						
・ 平成29年9月28日、観光施設の事業者及び接客業に携わっておられる方を対象に、「京都市おもてなし手話実地研修会」を二条城で開催(定員40名、参加者40名)	・ 平成30年10月10日、観光施設の事業者及び接客業関係者を対象に「京都市おもてなし手話実地研修会」を二条城で開催(参加者16名)	・ 令和元年12月11日、観光関係事業者(博物館・美術館・宿泊・タクシー等)を対象に「聴覚障害がある人とのコミュニケーション」をテーマに、手話研修を実施(参加者23名)	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	
・ あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に配布する。						
・ 平成29年9月、「おもてなし手話イラスト会話帳」(別紙)を京都ユニバーサル観光ナビホームページに掲載	・ 継続して掲載	・ 継続して掲載	【実施】	【継続】	・ 継続して掲載	
・ 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組みの整備に向けた検討を進める。						
・ 講師紹介の仕組みについて内部検討	・ 聴覚言語障害センターにおいて、講師紹介を実施	・ 継続して実施	【一定の方向性のあるもの】	【充実】	・ 市民生活と密着した業種の企業・団体等を対象とする研修会の実施を検討	
・ 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。						
・ (1)②で作成したリーフレットに、手話通訳の配置協力に関する内容を掲載	・ 継続して掲載	・ 継続して掲載	【実施】	【充実】	・ 消防局等の関係機関や民間事業者等との連携を活かした情報提供を行う。	
・ テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。						
・ 取組の方向性について内部検討(広域的な視点での実施の必要性)	・ 取組の方向性について内部検討	・ KBS京都に対して、手話情報番組の制作の充実を依頼	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	
④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討						
・ タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。						
・ 取組の方向性について内部検討(広域的な視点での実施の必要性)	・ (福)京都聴覚言語障害者福祉協会が、大阪・滋賀の各聴覚障害者情報提供施設と共同で、電話リレーサービスを実施 ・ 遠隔手話サービスについて、事業者ヒアリングを実施	・ 電話リレーサービスを継続して実施	【一定の方向性のあるもの】	【継続】	・ 電話リレーサービスは、令和3年度から、国が公共的な社会基盤として提供することにに向けた検討が進んでおり、その状況を注視する。 ・ 設置通訳者による対応の重要性を踏まえつつ、遠隔手話サービス等の新たな技術等について、学習する機会を設定	

手話言語条例第7条第2項号数						
○ 新規実施・充実等に取り組む施策						
・ 具体的内容						
現推進方針(平成29年度～令和元年度)				次期推進方針(令和2～6年度)		
平成29年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(実績・予定)	取組状況	方向性	取組(予定)	
③ 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。						
① 当事者(聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒含む)やその家族等への啓発及び情報提供						
・ 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、市ホームページ、リーフレット等により提供する。						
・ (1)②で作成したリーフレットに、手話の意義や、手話に触れることのできる聴覚障害児向け放課後等デイサービス等について掲載	・ 継続して実施	・ 継続して実施	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	
・ 難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう、障害福祉や母子保健等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。						
				【新規】	・ 新たに研修会を実施	
② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進						
・ 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。						
・ 中途失聴・難聴者向け手話講座の開催 9月5日～11月21日(10回) 受講者数:延448名	・ 中途失聴・難聴者向け手話講座の開催 9月4日～11月27日(9回) 受講者数:延286名	・ 中途失聴・難聴者向け手話講座の開催 9月5日～11月28日(10回) 受講者数:延270名	【実施】	【継続】	・ 継続して開催	
・ 京都市聴覚言語障害センターにおいて、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。						
・ 一般相談件数:486件 ・ 聴力検査来所者数:372名 等	・ 一般相談件数:1,040件 ・ 聴力検査来所者数:341名 等	・ 一般相談件数:863件(12月末現在) ・ 聴力検査来所者数:312名(12月末現在) 等	【実施】	【継続】	・ 継続して実施	
・ 学生や市民の手話ボランティア(軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。)による支援のコーディネートについて検討する。						
・ 実施内容及び方法を内部検討	・ 懇話会にて、改めて意見を聴取	・ 懇話会にて、改めて意見を聴取	【継続検討】	【継続】	・ 継続して検討	
④ 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。						
① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実						
・ 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。						
・ 平成29年5月～養成講座実施 基本編修了者数:24名 応用編修了者数:24名 実践編修了者数:15名 ・ (1)②で作成したリーフレットに、手話通訳者の仕事について掲載	・ 手話通訳者養成講座実施 (基本編 5月～11月 月曜) 修了者数:22名 (応用編 5月～12月 日曜) 修了者数:20名 (実践編 5月～11月 火曜) 修了者数:26名	・ 手話通訳者養成講座実施 (基本編 9月～2月) 修了者見込数:33名 (応用編 5月～12月) 修了者数:15名 (実践編 5月～8月) 修了者数:19名	【実施】	【充実】	・ 手話通訳をはじめとした意思疎通支援を行う者を養成する講座等について、広報・周知の取組を充実	
② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備						
・ 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。						
・ 手話通訳者と要約筆記者の派遣時間に係る考え方を統一	・ 継続して検討	・ (福)京都市聴覚言語障害者福祉協会と協議	【一定の方向性のあるもの】	【充実】	・ 時間当たりの派遣報酬の考え方を整理するとともに、報酬とは別途、交通費を実費支給	

施策の推進方針の改定（案）について

現行の推進方針	次期推進方針（素案）
<p>II 施策の推進方針について</p> <p>1 推進方針の概要 （中略）</p> <p>この推進方針は、条例第8条により、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴く場として設置した、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」における議論を基に策定しました。</p> <p>2 推進方針の取組期間</p> <p>この推進方針の取組期間は、平成29年4月から平成32年3月までの3年間とします。</p> <p>平成32年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」において、改めて議論します。</p> <p>3 取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容</p>	<p>II 施策の推進方針について</p> <p>1 推進方針の概要 （中略）</p> <p><u>平成29年4月から令和2年3月までを取組期間とする第1期の推進方針は、条例第8条により、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴く場として設置した、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」における議論を基に、平成29年3月に策定しました。</u></p> <p><u>その後、第1期の推進方針に掲げた具体的取組の進捗状況等を踏まえ、同懇話会で改めて議論いただき、令和2年3月に第2期の推進方針への改定を行いました。</u></p> <p>2 推進方針の取組期間</p> <p>この推進方針の取組期間は、<u>令和2年4月から令和7年3月までの5年間</u>とします。</p> <p><u>令和7年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」において、改めて議論します。</u></p> <p>3 取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容</p>

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

ア 取組の方向性

(中略)

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

- ① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供
 - ・ 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。【充実】
 - ② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進
 - ・ 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。【新規】
 - ・ 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法(手話講座や自主的サークル等)を紹介したリーフレットを作成する。【充実】
 - ・ 初めて手話を学ぶ方向けの手話学習番組を作成し、マスメディアで放映する。【新規】
 - ③ 市民等が手話を学習する機会の提供
 - ・ すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。【充実】
- (中略)
- ・ 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。【充実】

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

ア 取組の方向性

(中略)

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

- ① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供
 - ・ 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。【継続】
 - ② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進
 - ・ 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。【継続】
 - ・ 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法(手話講座や自主的サークル等)を紹介したリーフレットを作成する。【継続】

 - ③ 市民等が手話を学習する機会の提供
 - ・ すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。【充実】
- (中略)
- ・ 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。【継続】

④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進

(中略)

- ・ 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。【新規】
- ・ 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。【新規】

(中略)

(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

ア 取組の方向性

(中略)

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話による情報取得等に関する支援の促進

- ・ 当事者の必要に応じて、利用料無料で手話通訳者を派遣する。【継続】

(中略)

② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大

(中略)

- ・ 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。【新規】
- ・ 市ホームページに掲載している行政情報について、手話による情報発信を促進する。【新規】
- ・ 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を

④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進

(中略)

- ・ 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。【継続】
- ・ 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。【継続】

(中略)

(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

ア 取組の方向性

(中略)

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話による情報取得等に関する支援の促進

- ・ 当事者の必要に応じて、利用料無料で手話通訳者を派遣する。【充実】

(中略)

- ・ 救急搬送等の緊急時に、消防隊員や医療従事者等の要請に応じて、迅速に手話通訳者を派遣する。【新規】

② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大

(中略)

- ・ 区役所等に配置している設置手話通訳者の不在時の当事者への対応方法について検討する。【継続】
- ・ 市ホームページに掲載している行政情報について、手話による情報発信を促進する。【継続】
- ・ 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を

促進する。【充実】

- ・ インターネット議会中継に手話通訳を導入する。【新規】

③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大
(中略)

- ・ あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に配布する。【新規】
- ・ 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組の整備に向けた検討を進める。【新規】
- ・ 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。【新規】
- ・ テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。【新規】

④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討

- ・ タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。【新規】

(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

ア 取組の方向性

促進する。【継続】

- ・ インターネット議会中継に手話通訳を導入する。【継続】
- ・ 避難所等において、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組の整備に向けた検討を進める。【新規】

③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大
(中略)

- ・ あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に配布する。【継続】
- ・ 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の_____講師紹介を行う。【充実】

- ・ 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。【充実】
- ・ テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。【継続】

④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討

- ・ タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。【継続】

(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

ア 取組の方向性

(中略)

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者(聴覚に障害のある乳幼児, 児童生徒含む)やその家族等への啓発及び情報提供

- ・ 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと, 手話の意義や, 手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を, 市ホームページ, リーフレット等により提供する。【新規】

② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進

- ・ 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる, 中途失聴者, 難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。

【新規】

(中略)

- ・ 学生や市民の手話ボランティア(軽易な内容についての通訳や, 手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。)による支援のコーディネートについて検討する。【新規】

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする, 手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

ア 取組の方向性

(中略)

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者(聴覚に障害のある乳幼児, 児童生徒含む)やその家族等への啓発及び情報提供

- ・ 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと, 手話の意義や, 手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を, 市ホームページ, リーフレット等により提供する。【充実】

- ・ 難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう, 障害福祉や子育て支援等に従事する市職員に対して, 聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。

【新規】

② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進

- ・ 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる, 中途失聴者, 難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。

【継続】

(中略)

- ・ 学生や市民の手話ボランティアによる支援(軽易な内容についての通訳や, 手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。)のコーディネートについて検討する。【継続】

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする, 手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

ア 取組の方向性

(中略)

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

- ① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実
 - ・ 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。【充実】
- ② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備
 - ・ 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。【充実】

4 懇話会での推進方針の進捗状況の点検等

(略)

(中略)

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

- ① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実
 - ・ 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。【充実】
- ② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備
 - ・ 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。【充実】

4 懇話会での推進方針の進捗状況の点検等

(略)

(素案)

京都市手話言語がつなぐ心豊かな
共生社会を目指す条例に基づく
手話に関する施策の推進方針
(第2期)

令和2年3月
京都市

I	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について	1
II	施策の推進方針について	2
参考	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例	7
	京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿	11

[用語説明]

当事者：ろう者をはじめ，中途失聴者，難聴者等聴覚に障害のある方で，手話を必要とする方。

ろう者：耳が聴こえない方で，手話を第一言語とする方。

中途失聴者：病気などにより，人生の途中で耳が聴こえなくなった方。

難聴者：聴こえにくいですが，聴力が残っている方。

* 個人によって聴こえの程度は様々。また，「当事者」のうちすべての方が必ずしも手話を獲得または習得しているわけではない。

手話の「獲得」：手話を第一言語として最初に身につけること。

手話の「習得」：第一言語として別の言語を身につけたうえで，手話を言語として身につけること。

I 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

1 条例の概要

平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（以下「条例」という。）が市議会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定、4月1日から施行されました。

本条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、制定したものです。

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- (2) 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- (3) 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- (4) 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- (5) 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- (6) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

また、平成26年5月、京都市会において手話言語法の制定を求める意見書が可決され、国に提出されています。本条例には、京都市が取組を進めることによって、国における手話言語法制定の機運を醸成する意味も込めています。

II 施策の推進方針について

1 推進方針の概要

条例第7条第1項に基づき、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であることへの理解促進のため、また、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が、手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができるようにするため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、条例第7条第2項に掲げる次の事項について、施策の推進方針（取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容）を定めます。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

平成29年4月から令和2年3月までを取組期間とする第1期の推進方針は、条例第8条により、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴く場として設置した、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」における議論を基に、平成29年3月に策定しました。

その後、第1期の推進方針に掲げた具体的取組の進捗状況等を踏まえ、同懇話会で改めて議論いただき、令和2年3月に第2期の推進方針への改定を行いました。

2 推進方針の取組期間

この推進方針の取組期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とします。

令和7年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」において、改めて議論します。

3 取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

ア 取組の方向性

当事者と関わりながら手話の意義や役割への理解を深めるとともに、手話に気軽に触れ体験できる機会を、市民に対し様々な形で提供する。そのうえで、手話に関心を持った市民に対しては、手話を本格的に学習する機会の提供や、サークル等を紹介する。

また、次世代を担う児童生徒に対しては、学校教育の場において、手話への理

解を進めることが重要であるため、当事者との手話の体験・交流学习や市立学校教職員を対象とした手話研修等を実施する。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供

- ・ 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。【継続】

② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進

- ・ 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。【継続】
- ・ 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法（手話講座や自主的サークル等）を紹介したリーフレットを作成する。【継続】

③ 市民等が手話を学習する機会の提供

- ・ すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。【充実】
- ・ 手話に触れたことのない市民向けの手話体験の講座を開催する。【継続】
- ・ 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。【継続】

④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進

- ・ 聾学校と市立学校の児童生徒の交流学习を実施する。【継続】
- ・ 学校において、当事者との手話の体験・交流学习（ほほえみ交流活動支援事業※）や手話学習への講師派遣事業を実施する。【継続】
※ 障害や障害のある人に対する理解促進を図る福祉教育・啓発事業（手話や車いす体験など）を、障害者団体と学校が協働で実施する市の事業
- ・ 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。【継続】
- ・ 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。【継続】
- ・ 市立学校教職員を対象とした研修に手話に関する内容を取り入れる。【継続】
- ・ 総合教材ポータルサイト※において、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。【継続】

※ 教材や学習指導案等，授業で活用できる資料や研修・授業映像等，校内での研修や教職員の自己研鑽に活用できる映像や情報等を集約した市立学校園教職員専用サイト

- ・ カリキュラム開発支援センター※に手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。【継続】

※ 教員の研究・研修施設である総合教育センター内に開設する市立学校教職員の自主的・自発的な研修を支援するための施設。教育資料や書籍の貸出等を行い，学校での授業づくりをサポートする。

(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

ア 取組の方向性

手話を必要とする人が，可能な限り手話により情報を取得，または，コミュニケーションをすることができるよう，ソフト・ハード両面における環境の整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話による情報取得等に関する支援の促進

- ・ 当事者の必要に応じて，利用料無料で手話通訳者を派遣する。【充実】
- ・ 京都市聴覚言語障害センターにおいて，手話通訳等の派遣コーディネート，手話の入った視覚資料の貸出を行う。【継続】
- ・ 救急搬送等の緊急時に，消防隊員や医療従事者等の要請に応じて，迅速に手話通訳者を派遣する。【新規】

② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大

- ・ 区役所や地域リハビリテーション推進センター等，当事者が利用する機会の多い窓口に，手話通訳嘱託員を配置する。【継続】
- ・ 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。【継続】
- ・ 市ホームページに掲載している行政情報について，手話による情報発信を促進する。【継続】
- ・ 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。【継続】
- ・ インターネット議会中継に手話通訳を導入する。【継続】
- ・ 避難所等において，当事者が手話により情報を獲得し，意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を進める。【新規】

③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大

- ・ 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ※」への手話研修を実施する。【継続】

※ 国際観光都市・京都として質の高い「おもてなし」で観光客の皆様をお迎えいただくために京都市から任命された方。

- ・ あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に配布する。【継続】
- ・ 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介を行う。【充実】
- ・ 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。【充実】
- ・ テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。【継続】

④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討

- ・ タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。【継続】

(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

ア 取組の方向性

当事者及びその家族等の関係者に対して、手話の意義や、手話の獲得又は習得の手段について、必ずしも十分に啓発や周知ができていない状況を踏まえて、手話への理解を深めるとともに、手話を獲得及び習得しやすくなるよう、またコミュニケーションの手段として手話を選択しやすくなるよう環境の充実を図る。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者（聴覚に障害のある乳幼児，児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供

- ・ 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、市ホームページ、リーフレット等により提供する。【継続】
- ・ 難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう、障害福祉や子育て支援等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。【新規】

② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進

- ・ 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。【継続】

- ・ 京都市聴覚言語障害センターにおいて、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。【継続】
- ・ 学生や市民の手話ボランティアによる支援（軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）のコーディネートについて検討する。【継続】

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

ア 取組の方向性

当事者の社会参加の拡大に伴う、手話通訳者派遣のニーズの増加を踏まえ、手話通訳者のさらなる確保に向け、養成事業等、「入口」を広げる施策を充実するとともに、活動を継続しやすくするための環境整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実

- ・ 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。【充実】

② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備

- ・ 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。【充実】

4 懇話会での推進方針の進捗状況の点検等

推進方針に定めた具体的取組について、毎年度、京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会において進捗状況の把握や新たな課題等の点検を行います。